



Title	戦間期北海道農業論の課題
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASHITA, Akihiko
Citation	北海道大学農経論叢, 40, 151-174
Issue Date	1984-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10986">https://hdl.handle.net/2115/10986</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	40_p151-174.pdf



# 戦間期北海道農業論の課題

— 湯沢誠『北海道農業論序説』の検討を中心に —

坂 下 朋 彦

## 目 次

I. 課題と方法	151
II. 『北海道農業論序説』の基本論理	153
(1) 農民層分解論の論理構成	154
(2) 地主制論と中農層の位置づけ	156
III. 地主制研究の諸課題	158
(1) 地主制の支配論理	158
(2) 小作農場制の特質と小作分解	162
(3) 小作争議と自作農創設	166
(4) 耕作地主の性格	169
IV. 若干の展望 — 中農層論の課題	171

## I. 課題と方法

高度経済成長以降の北海道農業は、「農業近代化の優等生」として、地方自治体、農協、農民組織あげての政策推進とともに、驚嘆と「異常さ」の評価を受けている。そして、それを受容した北海道の小農の性格に関しては、歴史的蓄積をもたぬ経営基盤の脆弱性が指摘されている。

そうした「農業近代化」路線に対しては多くの批判が寄せられているが、その論理は多分に矛盾が典型的に発現する「政策的先進地」において組み立てられ、そこでの構造的矛盾を突き、政策批判として一般化するという方法が採られてきた。こうした地域は、構造政策が農地開発を随伴し、現象的にはそこでの土地改良投資と資本装備の進展が、離農析出を超えた規模拡大と高生産性を実現してきた地域と言える。したがって、そこでは歴史的に蓄積されるべき主体形成が微弱であり、農民自らの実践に根ざした理論的展望は見いだせないものとなる。したがって歴史研究の必然性は消失し、故にはなほだしい停滞もたらされてきた<sup>1)</sup>。

しかし、現段階における農業問題の深刻化は、農政の「転換」ともあいまって、地域農業論的視角からの研究を要請し、「高度成長期の相対化」とともに、従来取り上げられることの少なかった旧開地的性格の地域の再評価をうながしている<sup>2)</sup>。そしてこうした地域においては、北海道的小農の特徴づけとして根強く指摘されつづけてきた“分厚い中農層の存在”の歴史的性格が改めて問題とせざるを得ないのである。

本稿は、以上の問題意識の上に、北海道における中農層の形成の観点から、現段階における戦間期北海道農業研究の課題を再整理することを目的とする。この点、われわれは北海道農業の基本性格に関する栗原百寿の規定<sup>3)</sup>と湯沢誠氏によるその批判<sup>4)</sup>を共有している。しかし、以降、この基本問題に関する限り新たな問題提起は行われず、高度成長期の空白期をむかえている<sup>5)</sup>。したがって、われわれがそれを克服し、現段階的課題意識による北海道農業の性格規定を行うためには、戦後「激動期」に構築された理論体系の批判的継承が不可欠であると言わなければならない。このことが、非常に困難ながらも、あえて“古典”的著書の再整理を行なう推進的動機である。

行論は、まず湯沢誠氏の『北海道農業論序説』の基本論理を再整理し、氏における自小作前進論の位置づけを明らかにする。そして氏の課題意識が上層自作の動向にあり、それを規定づける地主制の問題に収斂していることを明らかにする(Ⅱ)。つづいて湯沢氏における地主制論の構成を整理し、他

- 1) もちろん、歴史的研究が全面的に衰退したわけではない。近年の動向については、とりあえず神田健策「近年の北海道史研究動向(近・現代)」(『蝦夷地・北海道—歴史と生活』雄山閣出版、1981年)を参照されたい。
- 2) 例えば、宇佐美繁氏はそれを「そうした(基本法農政下で最も脚光をあびた—引用者)地域の陰にかくれて表舞台には登場しない【保守的な農村社会】のあり方、歴史的にたしかめられた【確かなもの】の存在」と表現している(『戦後北海道農政史』書評『農業総合研究』31巻4号、1977、p.162~3)。
- 3) 栗原百寿「北海道農業の構造と段階」(『日本農業の発展構造』所収、【著作集】Ⅱ、校舎書房、初出1948年) p.193。
- 4) 湯沢誠『北海道農業論解説』農業総合研究所、1953年、p.26。
- 5) 近年、田畑保氏により北海道の集落形成の特質に関する研究が進められ、その内部構成として農民層分解の事例研究が進められている。本稿の問題意識も氏の業績に負うところが大きい。「北海道における自作地主部落の展開構造(Ⅰ)」、「北海道の小作制農場における村落形成」(『農業総合研究』31巻、34号、35巻1号、1977、1981年)を参照。

の論者を含めそれぞれの問題に関し論点整理を行っていく（Ⅲ）。そして最後に、以上を踏まえて、北海道農業論の基本問題に言及し、やや積極的に中農層論の課題を提示する（Ⅳ）。

以上の方法をとるため、氏の事実認識に対する評価は若干のデータ提出部分を除き保留され、今後の実証研究にゆだねられる。

## Ⅱ. 『北海道農業論序説』の基本論理

北海道の戦間期農業構造論は、戦前の高岡熊雄、北海道農業研究会グループの研究<sup>6)</sup>を土台としつつ、戦後自作農の展開方向をめぐる議論を背景に、その歴史的前提を明らかにするものとして出発した。その成果は、言うまでもなく崎浦誠治氏、湯沢誠氏の業績に結晶化されている<sup>7)</sup>。そして前者の生産力構造論を基礎とするトレーガー論、後者の地主制論を基礎とする農民層分解論は、以降の戦間期分析の二つの基本視角として継承され、現在に到っている<sup>8)</sup>。

ここでは、全道統計を駆使して農民層分解の形態および論理を詳細に明らかにした湯沢氏の農民層分解論の論理構成を整理し、その特徴を明らかにしていく<sup>9)</sup>。尚、氏の分析においては、四つの地域区分に沿って詳細な検討が加えられているが、その基本論理を抽出するため旧開（代表空知）・新開（同

6) 荒又操、川村琢、矢島武氏等を中心とする戦時期の同研究会は戦後のマルクス主義経済学者による北海道農業研究の前史をなすものであるが、その業績についてはとりあえず三島徳三「人間川村琢—その軌跡と学問」(『川村琢—その人と学問』1979年)参照。

7) 崎浦誠治『北海道上層農家の経済構造』(札幌作物報告事務所、1949年)。「十勝に於ける農業進化の様相」(北海道、1950年)。「北海道における農業生産力の形成と構造」(Ⅰ～Ⅳ)・「戦時戦後における北海道農業生産力の形成」(『北海道農業研究』2, 3, 4, 5, 10号, 1953, 54, 56年)。「農業生産力構造論」養賢堂、1958年。  
湯沢誠『北海道農業論序説』農業総合研究所、1953年。「明治末期における北海道の農民層分解について」(農業総合研究所北海道支所『研究速報』13, 14号, 1956年)。「農地改革による農村・農業の変貌—序説」(『北海道農地改革史』下巻, 北海道, 1957年)。「北海道における資本と農業」共著、農業総合研究所、1958年。

8) その代表作に、崎浦氏も参加した『北海道農業発達史』上・下巻(中央公論事業出版、1963年)があるが、この2つの視角は必ずしも統一されたものとなっていない。

9) 以下、『北海道農業論序説』を中心に検討を進めるが、その理由は、主として『北海道における資本と農業』が著書の性格上概括的となっていることによる。尚、繁雑をさけるため、引用注以外の原典対応箇所の表示は省略する。

十勝)の両農業中核地グループに整理を限定しておく。

### (1) 農民層分解論の論理構成

周知のように、湯沢氏は北海道農業の基礎過程の把握において、府県農業の自小作中農化傾向を比較の座標軸とし、こうした方法により北海道農業の一般性と特殊性をとらえようとした。

まず、氏は第一次大戦後、農業展開の基本方向が外延的拡大から内包的展開へと転換をみせ、農民層の構成が、明治末期における二極的構成から大戦期を経て連続的な構成へと変化し<sup>10)</sup>、農民層分解の本格的な展開が進行するとされる(「辺境」性喪失の意味)。そして、その基本方向を自小作形態による中間層の形成におき、それが明確にあらわれる時期を戦時前半期(日中戦争期)に措定する。この結論により、当時一定の影響を有していた二極分解の把握を全道一本の観察による統計的仮象として論破したのである。

したがって、湯沢理論における自小作前進の評価は、一面で寄生地主制を掘りくずし、その調整・後退を促すものとして扱えられるとともに、他方で上層自作の展開に対する自小作中間層として限定的にとらえられるのである。このことは、氏の理論が栗原百寿による「北海道型富農」<sup>11)</sup>ないし「自営農的土地所有」<sup>12)</sup>の存立という問題提起に対する反論として論争的に展開されていることと無縁ではない。したがって、氏の著書を恣意的に引用し、氏が自小作前進に中農層形成の到達点をみたと理解するならば、それは明らかな誤謬といえよう。むしろ、氏にあっては、自小作前進は農民層分解の屈折した帰結なのであり、戦時後期に崩れざるを得ない存在として把握されているのである。したがって、氏の論理構成においては自小作前進の指摘は、現象としての帰結ではあれ、農民層分解論の内的論理としてはその出発点に他ならないのである。すなわち、何故上層展開が貫徹されず、自小作前進に帰結したのかと。以下、氏の課題意識にそいながら、やや立ち入ってその論理を跡づけていこう。

まず、日中戦争期(1935→40年)の自小作中間層標準化は、空知における

10) この点について詳細な事例分析による検証が田畑保氏によってなされている。前掲「北海道における自作地主部落の展開構造(-)」p 22, p 38の指摘を参照。

11) 栗原百寿『日本農業の発展構造』(『著作集』Ⅱ) p 204。

12) 同 『労力調整より観たる部落農業団体の分析』(『著作集』Ⅴ) p 369。

3～5町層の5～10町層への前進と十勝における30町以上層の10～30町層への落層化，という二つの方向を異にする動向の合成としてあらわれる。氏の表現を借りるなら両者の「歩み寄り」ないし「接近」<sup>13)</sup>として現われるのである。そしてこの点が全道一本の分析では相殺され，誤った見解が打ち出される原因となったとされる。

さて，自小作前進を確認した上で，何故かかる帰結をむかえるのかという氏の主要論点が提示される。昭和恐慌期（1931→35年）の分析がそれである。まず，空知においては自小作3～5町層と並んで自作中層（5～10町）が増加していることが注目され，以下三点の問題が提起される。第一は，自作中層の性格に関してである。氏は自作中層の増加が，自小作前進の全面化しない段階において現われること，また逆に自小作展開の進む日中戦争期には自作は中間下層（3～5町）に固定化することを挙げ，それが自小作展開の線上的ものではなく自作農創設による点を指摘する。そして自作農創設は地主による土地売逃げであり，創設自作農は経済的必然性をもたぬ故に「転落し易い」<sup>14)</sup>とし，結局自作中層の増加を否定的に評価する。

第二は，「旧型上層自作」<sup>15)</sup>の耕作地主化の進展である。この論拠は第一次大戦後以降上層農家の中心である上層自作は減少傾向にあり，昭和恐慌期の増加の動きは，その減少をこえる自創自作の増加によっており，「旧型上層自作」はこの時期に次第に固定化，寄生化しているというものである。

こうして，昭和恐慌期における上層自作の性格は前進的なものではなく，日中戦争期における中間下層化に帰結する。その経路は，以上の論理に従って「自作のまま或は地主自作となって経営集約に向う方向」と「所有形態の変更のみの経路」<sup>16)</sup>との二重のものであるとされる。

さらに第三には自小作前進自体の評価である。昭和恐慌期に自小作展開が阻害されるのは自作（特に自創自作）の再転落により下層兼業小作が再生産され，それが労働力市場の狭溢性により農村に滞留し，中小・零細不耕地主の存続を許すことによる。しかし，日中戦争期には労働力市場の拡大がみら

13) 『北海道農地改革史（下巻）』p 561，『北海道農業論序説』p 102

14) 『北海道農業論序説』p 127。

15) 同上 p 144。

16) 同上 p 81～82。

れ、零細下層小作が農外に流出してこの関係が解消し、自小作中間層化が明白に現われる。だが「地主制全体としての根強さが、かかる外的条件による零細不耕作地主の減少でもって簡単に後退するとは考えられない」とし、「それは形を変えて反撃に出るのではないか」<sup>17)</sup>と指摘されるのである。

他方、十勝における展開はどのように把握されているであろうか。ここでは日中戦争期の10～30町自小作中層増大に対して恐慌期においては自作、自小作、小作の上層(30町以上層)の併増がみられている。したがって、日中戦争期での外延的拡大の停止とともに現われる自小作中間層への帰結は、それ以前の大面積経営が耕地の外延的拡大過程において粗放耕作を相続していたものにすぎない。故に上層自作経営の性格は「集約化段階を克服した上での経営拡張という高次のものではない」とされ、十勝における上層自作に富農展開をみた見解に対して「いかなる幻想も許されない」<sup>18)</sup>とそれを退けるのである。

以上、湯沢理論における課題は、その論争的立論という性格を有することによって農民層分解の動向把握においては主として上層自作の性格づけに力点がおかれている点にその特徴があるといえるのである。

## (2) 地主制論と中農層の位置づけ

以上の農民層分解の形態変化を規定するものとして地主制の支配論理が据えられる。それは大地主の後退(とはいえこの後退も部分的とされるが)後、中小・零細地主、さらに耕作地主へと継起的担い手転換を行ないながら農地改革まで温存されるとする。そして農民層分解論において重視された上層自作の性格把握は、一方での富農の展開の否定という論争的位置づけとともに、その耕作地主化による「地主的所有の赤い糸」<sup>19)</sup>の最後の体現者として重要な位置を占めるのである。この点は、昭和恐慌期までの「ブルジョア的環境の未熟さ」<sup>20)</sup>による零細な地主小作関係の再生産の構造が解消する段階での

17) 『北海道農業論序説』 p 17～18。

18) 同上 p 82。尚、その後崎浦誠治「大農経営の構造分析」(矢島武編『農業経営新説』1954年所収)および浅田喬二「北海道における大農経営の地域別構成と構造分析」(農業総合研究所北海道支所『研究季報』23号, 1960年)により、その性格把握が進められている。

19) 湯沢前掲書 p 20。

20) 同上 p145。

中小不耕所有の増大として統計的に把握される。こうして上層自作は耕作地主化という論理を与えられて、日中戦争期の自小作中間層と対抗する存在として位置づけられる。そして戦間期の農民層分解の帰結としての自小作展開は「戦時後半以後、倍増した経営上の悪条件と、この地主の反撃のもとに崩れ去っていく」<sup>21)</sup>とされ、その限界が指摘されるのである。

そして以上の結論として「北海道の地主制がより微力化していたことはないし、又、北海道の自営的所有、農民的小商品生産がより前進的だったのではないことを示す」<sup>21)</sup>、言い換えれば「経営展開と土地所有の関係は内地と本質的相違がない」<sup>22)</sup>と結論づけられる。

以上の整理から、われわれの課題意識である中農層形成の問題に関する氏の方法的特徴を再確認しておこう。まず第一に挙げなければならないのは、統計分析を手法とすることから必然化される特質である。氏は静態的統計を厳密な画期区分のもとに二時点比較を行なう。それにより統計の動態化を行ない、農民層分解ないし土地所有構造の傾向・展開方向を把握するという方法をとった。こうした操作により得られた農民層分解の形態に関する事実認識は、戦間期の基本動向をとらえたものとして通説化しているといえる<sup>23)</sup>。

しかし、こうした方法の採用は、単なる統計分析からの要請にとどまらず、農民層分解論の課題と直結したものであった。すなわち、湯沢理論の形成の背後に、「農地改革から農業革命へ」ないしは農民層分解論を農業資本主義化の方向と結びつける理論的傾向が存在し、したがって常に所与の階層の発展方向こそが問題にされたのである。この点はいわゆる「逆コース」が強く意識された段階においても同様であった。こうした当時の課題意識のもとで、氏の方法もいわば「ベクトル論」として構成されることになる。そして農民的小商品生産の展開と地主制との対抗関係は次の二つのシェーマとして把握される。すなわち農民的小商品生産の質的段階把握としては上層自作展開の停止、自小作中間層への帰結として、地主制との対抗関係としては上層自作の耕作地主化と自小作中間層との対抗関係としてとらえられるのである。し

21) 湯沢前掲書 p146。

22) 同上 p 103。

23) 「『北海道農業論序説』書評」(『農業総合研究』北海道農業特輯・通巻34号, 1955年) p 337参照。

たがって氏のシェーマの基本に位置づいているのは上層自作の性格であり、自小作中間層はそれとの関係において性格づけられているのである。

このように、氏の中農層＝自小作中間層<sup>24)</sup>の性格規定は外在的に与えられたものとなるが、このことは単にその理論構成において農家経済構造・技術構造を考察の範囲外として限定した点によるのみでなく、方法論的に必然化されたものであった。したがって、中農層をそのものとして考察するには新たな方法論的枠組が必要とされると言わざるを得ないのである。

以上、氏の基本論理を整理し、その特徴を明らかにしてきた。次の課題は、こうした中農層把握が、氏の理論の真髄であり、以降の戦間期北海道農業研究の基本視角となってきた地主制研究においてどのように現われているかを明らかにすることにある。

### Ⅲ. 地主制研究の諸課題

湯沢理論における地主制の把握は、その論理レベルを異にしながらも以下の四点に要約しようとする。その第一は、後退期においても貫徹する地主支配の論理である。それは段階に応じた農村支配の担い手の転換を超えた総括的論理であるといえよう。第二は地主の「撤退路線」＝土地政策における地主利害の貫徹の側面であり、その裏面には経済的必然性をもたぬ自作化＝創設自作農の没落・再転落が措定される。第三は、中小・零細地主による土地取上げと小作料の引き上げで、主として1933年以降増加する小作地取上げによる小作争議にその論拠がおかれる。第四は、高率小作料を前提とした上層自作の耕作地主化とその支配の問題である。

以下、この整理を基礎に、北海道における地主制研究の到達点と課題を検討していこう。

#### (1) 地主制の支配論理

湯沢氏における地主支配の論理は、「藩屏論」として展開されることにその特徴を有することはいうまでもない<sup>25)</sup>。その場合、この論理は確立期お

24) 【北海道農業論序説】においては中間層とされているが、【北海道農地改革史】以降、中農として表現されている。

25) この点については主として『北海道における資本と農業』において展開されているので、本稿も同書に従って検討を進める。

よび後退期に対応して、二重の内容を有している。

北海道の地主制は、国有未開地の大面積払下げを基礎とした小作農場制＝「北海道型地主」<sup>26)</sup>としてその形成の基点を与えられる。したがって開墾投資を行なう「開発地主」として、特殊な性格規定が行われる。しかし、開墾投資が一巡し、明治末期にはその生産的機能が喪失に向かう。他方、小作農場における経済外的強制<sup>27)</sup>による高額小作料の保障と、開墾資本投下の基盤の上に、商人や上層自作農が有利安直な投資場面として土地購入へ向かう（この前提としての地場資本の順当な発展を妨げる産業構造）。ここに、小作農場を根幹としながら、中小・耕作地主の厚い層が形成され、この層を藩屏としつつ、北海道の寄生地主制が確立するわけである<sup>28)</sup>。

以上の内的必然性にもとづく確立期の静態的支配構造論<sup>29)</sup>に対し、後退期におけるそれは、政治権力の強い補完を得ながら存続するものとして把握される。すなわち、小作農場は第一次大戦の反動恐慌以降後退にむかい、地主制は中小地主、耕作地主へと担い手の継起的変更を行なう。後者は「銃後農村」の指導層として権力のバックアップをうけ、さらに小作人代表等を藩屏化して、強固な農民支配を存続させるわけである<sup>30)</sup>。

したがって、氏の地主支配論は、確立期の支配構造を前提としながら、地

26) この規定は山田盛太郎『日本資本主義分析』（岩波文庫版）p 245の規定をひきついだものである。

また、開発地主による開墾資本投下の性格をめぐるのは、商業高利貸の論理ととらえる保志恂、浅田喬二氏の説（『北海道農業発達史（上巻）』p 76、『北海道地主制史論』農業総合研究所、1963年、p 11）と明確に生産的機能とする斎藤仁氏の説（『旧北海道拓殖銀行論』農業総合研究所、1957年 p 22, 74等）が対立している。湯沢氏自身は開発地主を範疇としては寄生地主としながら、生産的機能を認めている（同上 p 100）。

27) 経済外的強制という用語は用いられていないが、「個々の『開拓不在地主』の個々の小作人に対する直接的な支配、従属関係」（『北海道における資本と農業』p 103）という表現において所謂講座派理論に立脚していることはいうまでもない。

28) 『北海道における資本と農業』p 102～103。

29) この点は浅田喬二氏が「大地主階級の外部に藩屏化した中小地主の厚い層が形成されていたことは、それだけ大地主層が農村の地主的秩序を強固に保持することを可能にし、地主階級上層の安泰を保障する」（前掲『北海道地主制史論』p 183）とのべ、同一の立場に立っている。

30) 『北海道における資本と農業』p 102～103。

主制の危機の深化につれて、その根幹＝小作農場の後退を周辺層の補強、藩屏化によって取りつくろいながら、その支配を貫徹するというものである。そして確立期にあっては小作農場における支配が、後退期においては政治権力、政策のささえが重視されているのである。

以上の地主制の支配論理は、府県の村落構造を基盤とする農村ヒエラルヒーを理論的前提としている。したがって、その直接的適用の可否が問題とされざるを得ない。ここから次の三つの課題整理が必要であると考える。

第一は、地主支配の根幹をなす小作農場における特殊な支配構造の解明である。この点、氏自身もそれが農場規則という形態を取らざるを得ない北海道的特殊性に言及し、「固有の伝統的慣習行をもたず、移住とともに移植された附焼刃的慣行をもつにすぎない」<sup>31)</sup>と指摘し、その基盤の弱さを示唆している。近年、この課題の掘りさげが進み、多数の小作人をかかえる小作農場の管理統制は「小作農家の組的編成・掌握」<sup>32)</sup>として行われた点にその特徴がみいだされている。しかし、こうした形態による支配が、逆に小作分解の進行や小作争議の影響、農事実行組合による再編を通して支配自体の再編を余儀なくした点も指摘されており、地主制の矛盾の深化にそった性格規定を行うことが必要である<sup>33)</sup>。また、事例研究が地主制の強固とされる水田地帯に限られており、畑作との比較検討の課題も残されている。

第二は、後退期における支配層の担い手転換（不在大地主から在村地主へ）がいかになされたかという課題である。ここでは、在村地主による独力での農村支配維持は困難であり、権力による補強が強調されている。したがって問題は、主として政策の階級的性格の把握の点にかかわる。土地政策については、後に譲ることとして、ここでは、北海道農政において特に重要な位置を占める生産力拡充政策を整理しておこう。その第一は、「拓計型」生産力拡充政策であり、それは第一次大戦後の農業再編成ないし地主制の危機の直

31) 『北海道農地改革史』下巻、p 542。

32) 田畑前掲「北海道の小作制大農場における村落形成」p 20。尚、拙稿、「小作制大農場における村落形成の基点に関する一考察」(北大『農経論叢』37集、1981)において、その内容を「伍長組」として考察した。

33) これに関連して小作人代表の藩屏化の動きも『北海道農業論序説』(p 117)において限定されていたように、農民層分解の未成熟な地帯について妥当性を有すると考えられる。

接的表現である地力問題に対応したものであった。氏は、この北海道拓殖政策の主要政策である水田化を地主制の強化、延命策として、甜菜、酪農導入を「藩屏論」的観点から評価している<sup>34)</sup>。この点については、後に触れるが、氏の等閑視した「小農技術的」生産力拡充政策が近年注目されつつある。その内容は農事試験場－農会－農事実行組合という農事指導体制の成立として把握されている<sup>35)</sup>。そしてそれは昭和恐慌期以降、産業組合育成政策とともに農村再編政策＝経済更生計画の一環へと組み込まれていく。こうした政策過程が、町村レベルでの農村支配構造にいかなる性格を賦与したかについてがここでの課題となる。その評価には、主導階層と政策機能という両面把握が必要であるが、事例研究の一定の進展<sup>36)</sup>にもかかわらず、その評価は今後に残されている。

第三は、この支配構造論の基礎をなす北海道における村落構造の特殊性についてである。これは政策浸透の最小単位であり、生産力形成の基盤である農事実行組合論として研究が進みつつある<sup>37)</sup>。今後、農政浸透の機能論的分析と土地所有・労働力・家関係を媒介とする階層構造論的分析を統一した把握が必要となっている。

以上のように、湯沢氏の提起された後退期地主制の支配論理については、いくつかの媒介が必要であり、その後の研究成果を踏まえつつ、農村再編政

34) この点は、『北海道における資本と農業』第6章2節の「戦前・戦時における社会経済構造と酪農、甜菜」において簡潔に整理されている。

尚、拓計の評価については生産力構造論的視角からは崎浦前掲書が、財政論的視角からは西尾幸三『北海道の経済と財政』（農業総合研究所、1953年）があり、特に研究蓄積が豊富な分野となっている。ただし、水田化の推進主体である土功組合の内部構造については、渡部似智四郎氏の研究（『北海道土地組合の展望』【北海道農地改革史】上巻、1954年等）を除くと不十分なものとなっている。

35) この点については、崎浦氏が指摘されていたが、その政策の枠組については玉真之介「戦間期の北海道農政と農事指導組織」、拙稿「農村再編政策と農事実行組合」（ともに北大『農経論叢』38集、1982年）を、その実施過程については拙稿「『農事実行組合型』農村再編の展開構造」（同、39集、1983年）を参照のこと。

36) 中嶋信「地主制の危機と産業組合拡充運動」（『名寄女子短期大学学術研究報告』Vol. 11, 1978年）では、産業組合の育成・奨励策を地主制の危機回避策として把握しており、また小野雅之「北海道における農村再編政策の実施過程」（北大『農経論叢』38集、1982年）は中農層の役割を積極的に評価している。

37) 注5)の田畑論文および前掲拙稿参照。

策を中心とした実態把握の深化が求められている。

## (2) 小作農場制の特質と小作分解

大地主の後退の性格づけの前提として、ここでは小作農場研究に関する論点整理を行う。

寄生地主制の確立以降、湯沢氏においては小作農場の性格は一方で「上半身のブルジョア性」<sup>38)</sup>が指摘されるものの、その基本規定は寄生地主範疇であり、中小地主との差異は経済的支配力にもとめられ、経済的には量的な規定性に還元されていた。

これに対し、氏が課題として残された大地主の後退過程を量的に把握し、その質的段階規定を行ったのが浅田喬二氏である。氏は北海道の大地主が当初の華族・政商地主から「資本地主」へ段階的に移行したと主張する。それは、地主的土地所有が小作料収入に寄生する段階から「資本が土地所有を直接的に利用し、媒介として自己増殖をとげる機構のなかに編入<sup>39)</sup>」される構造へと転化したことを内容とする。氏の類型区分は、「資本地主」中の炭鉱、糖業資本による特殊な労働力、原料確保の形態を示した点に積極性をもつ。しかし、その類型区分が単なる小作料生活者か機能資本家かという系譜的区分にすぎず、移行による小作料水準、小作人管理あるいは自作農創設への対応等の質的差異が積極的に展開されておらず、転化の意味が必ずしも明確ではない。

したがって、従来から指摘されてきた水田、畑作区分による類型把握はその意義を失っていない。しかも水田化は単に地力問題打開の方途であったばかりでなく、土地所有による土地改良投資（国家資本に依存しつつ）を媒介として地主経営の動向に決定的に作用している。この点、氏の大地主の変貌過程の定量的分析においては両者の区分が行われず、このことによって小規模小作農場の強靱性が一面的に強調されているきらいがある。この論点は、後退期の地主動向把握において大きな意味を有するので、以下やや立ち入って検討を加えよう。

38) 前掲『北海道農地改革史（下巻）』p 564。尚、そこでは「地主の経済的行動はなんら否定すべきものではないし、北海道のとくに中核地域の不在地主にはこの性格が一層強いということが一つの特徴である」とも指摘されている。

39) 前掲『北海道地主制史論』p 519。

表一 小作農場における水田率と反当所得の相関 (1929年) (農場数・%)

水田率	反当所得	マイナス	～1円	1～2円	2～3円	3～5円	5～10円	10円～	合計
農場数	0%	22	19	46	10	6	—	—	103
	～25	2	11	23	14	5	—	—	55
	25～50	4	6	7	8	12	1	—	38
	50～75	2	4	6	6	12	3	—	33
	77～	5	3	5	9	9	25	2	58
構成比	0%	21.4	18.4	44.7	9.7	5.8			100.0
	～25	3.6	20.0	41.8	25.5	9.1			100.0
	25～50	10.5	15.8	18.4	21.1	31.6	2.6		100.0
	50～75	6.1	12.1	18.2	18.2	36.4	9.1		100.0
	75～	8.6	5.2	8.6	15.5	15.5	43.1	3.4	100.0

注 1) 札幌税務監督局『農場又ハ大地積田畑所得等ニ関スル調』(昭和5年11月)より作成。

表1は、小作農場の反当所得と水田率の相関関係を示したものである。純畑作農場(水田率0%)は赤字経営比率が高く、また反当所得は1～2円にモード層を有し、最低水準を示す。以降水田率上昇に比例して反当所得のモード層が高くなり、水稻単作に近い小作農場のモード層は5～10円となる。このように、水田の畑作に対する反当所得の優位性は明白であり、耕地面積による比較には大幅な限定が必要なのである。

次に視点を変えて、小作農場の経営規模を表現すると考えられる所属小作戸数と耕地面積との関連を示す(表2)。50町以上の小作農場数では水田を代表とする空知110農場に対し、畑作を代表する十勝が227農場であり、一見後者での小作農場の強靱性がみられる。しかし、十勝においては小作戸数10戸未満の農場が66.5%を占め、また小作10戸以上の小作農場数を比較すると空知108農場に対し、十勝はわずか76農場を示すにすぎない。さらに十勝の所有規模50～100町層において、小作戸数が5戸を割る「農場」が72を数える点も考慮されるべきである。

このように、所属小作戸数からも水田地帯での経営規模の大きさが確認されるのであり、土地所有規模に新たな指標を加えた後退期大土地所有の量的把握が再検討されるべきである。

以上の小作農場の類型把握に増して重要性を有するのが小作農場と個人地主との区別の問題である。この点、従来は小作農場も寄生地主範疇として一

表一 2 土地所有規模と小作人数規模 (1940)

(戸)

小作人数 土地所有		~ 5名	5 ~ 10	10 ~ 20	20 ~ 40	40 ~ 60	60 ~ 100	100 ~ 200	200~	合 計
空	~ 50町	(11)	(17)	(14)	( 5)					(47)
	50~ 100	1	7	28	14					50
	100~ 200			6	19	9	1	1		36
	200~ 300				2	3	4			9
	300~ 500					1	4	4		9
	500~ 1,000						2	2	1	5
	1,000~								1	1
	合 計	1	7	34	35	13	11	7	2	110
			~ 5名	5 ~ 10	10 ~ 20	20 ~ 40	40 ~ 60	60 ~ 100	100 ~ 200	200~
十 勝	~ 50町	(53)	(15)	( 4)						(72)
	50~ 100	72	61	13	3		1			150
	100~ 200	4	13	19	3	2	2			43
	200~ 300	1		7	4	3	1			16
	300~ 500			1		4				5
	500~ 1,000					1	4	1		6
	1,000~				1	1	2	2	1	7
	合 計	77	74	40	11	11	10	3	1	227

注 1) 農業総合研究所【北海道における五十町歩以上地主名簿】1962年より作成。

2) 黒枠は空知で小作一戸当5町、十勝で10町を示す。

括され、いわば小作制農場として把握されてきた。しかし、小作争議の性格把握や村落形成論の研究蓄積は、小作農場制としての形態規定性=組織の観点からの小作農場研究を要請している。こうした観点は、すでに述べたように、従来の地主-小作という単線的支配論の枠組を、農場管理事務所と小作集団との支配・対抗関係へと拡大させるものである。そしてそれにより小作経営展開の諸要因をその論理に包摂することが可能となると考えられる。

こうした点との関連で、小作農場における小作経営(仮に「農場小作」と呼ぶ)を個人地主におけるそれ(同「個人小作」)から区別するものとして

注目されるのが、小作農場における小作権(株)形成の問題である。この点については従来研究が少ないので、若干の整理を行っておく。

表3は、1930年時点の小作農場における小作株の形成状況を示す。その分布は水田中核地帯、旧開地帯が中心であり、20～30%の小作農場に存在が確認される<sup>40)</sup>。その発生要因として開墾小作慣行があるが<sup>41)</sup>、その一般化の根拠は小作農場における小作料水準の相対的低位性に求められる<sup>42)</sup>。そこでの契約小作料水準は水田地帯においては個人地主の66～75%程度と言われしており、小作料減免の慣行化<sup>43)</sup>とあわせ、その小作条件は有利であった。こうした小作料水準の相違が小作間の競争を呼びおこし、水田小作農場における小作権の定在を一般化したと考えられるのである<sup>44)</sup>。このことは、言い換えれば、小作権を成立させようような「農場小作」と「個人小作」との収益性格差が存在するということである。そして、1920年代末以降の小作争

- 40) この調査は申告制をとっており、小作権売買を公式に認めていない小作農場の場合、その存在にもかかわらず、否と回答した例もある(『湯地部落史』所在、栗山町、1959年参照)ので、数値は過少に現われていると考えられる。
- 41) 時田民治「小作慣行統制の方向」(協議会『社会政策時報』230号、1939年) p 294参照。
- 42) こうした小作料水準における小作農場と個人地主との相違は、両階層における土地利廻の獲得目標水準が前者にあつては、産業資本の利廻りによって規制され、後者においては農村高利貸資本の利廻りによって規制される点にその根拠があると推量される。いいかえれば資本市場への土地所有者の組み込まれ方の相違が小作料水準に反映されるということである。この点については、地主類型(特に在村・不在村)に則した経営分析によって実証的に究明されるべき課題である。
- 43) 小作農場における減免慣行の形成については確固たるデータは存在しないが、1913年の大凶作を一つの契機としつつ、1920年代の小作争議の広範化の過程で一般化したと考えられる。例えば、後志支庁管内留寿都村の加藤農場の例では、1911年の凶作時には減免を拒否し、半額納入残額二年賦納入としているが、1913年には30%の納入免除を認めている。さらに1927年には雑穀価格の下落による小作料納入の30%免除を認めるにいたっている(平尾嘉太郎稿『従明治四十二年至昭和十六年 加藤家三農場年表』、留寿都村役場所蔵による)。こうした減免慣行は農場事務所による小作への保護的対応によるものではなく、小作管理組織の組長(=伍長)を中心とする交渉の結果において獲得されたものであり、小作農場における小作の組織的な「交渉権」の存在が、減免慣行を成立させるといえることができる。
- 44) したがって小作権価格の水準は、地価との関連は薄く、小作料との関係が強い(北海道農業復興会議『北海道小作慣行調査』1948年、p 89)。尚、小作権価格は、水田優等地である深川町の中田小作権価格30円(反当)が畑劣等地の土地価格を超える水準である。

表一3 小作株の形成状況 (1930年) (戸, %, 円)

	農場総数(A)	小作株売買のある農場数(B)	B/A	小作株価格 (田・反当)		
				上 田	中 田	下 田
水田中核地帯 空知	80	41	51.3	29.15	19.10	11.05
上川	121	44	36.4	22.72	16.23	9.43
道南地帯 渡島	25	9	36.0	10.00	5.00	2.00
桧山	11	2	18.2	19.00	13.50	10.50
旧開畑地帯 後志	45	12	26.7	25.74	14.80	7.85
胆振	37	10	27.0	16.50	13.00	10.90
畑作中核地帯 十勝	88	1	1.1	15.00	10.00	—
網走	103	15	14.5	21.60	18.30	11.60
合計(その他を含む)	608	142	23.4	20.87	14.93	9.27

注 1) 北海道庁産業部『農場調査(北海道の小作事情其ノ四)』より作成。

2) 農場網羅率は60%程度。

議はそれをさらに拡大, 固定化したと考えられる。こうした「農場小作」の優位性は, 小作経営の上向展開を充分予想させるものであり<sup>45)</sup>, 農民層分解の把握も再検討が必要となるのである。

### (3) 小作争議と自作農創設

次に大地主の土地売逃げと中小・零細地主による土地取上げの性格についての考察に移ろう。この点, 湯沢氏は両者を比喩的に「地主側のチームワーク巧みな硬軟両作戦」<sup>46)</sup>と表現している。

まず第一に中小・零細地主の土地取上げについて。土地取上げの動向については, 小作争議中の土地返還争議の性格づけとして把握される必要がある。しかし, その全面的研究は林氏による統計的整理<sup>47)</sup>以降中断されており, 北海道における小作争議の性格規定<sup>48)</sup>という根本問題とあわせ, 府県研究から大きく立ち遅れた状況にあると言わなければならない。その論点は, 地主・小作関係の矛盾が, 府県同様, 村落内的調整の方向に進展するのか<sup>49)</sup>,

45) 田畑前掲「北海道における小作制大農場における村落形成」p 30, および前掲拙稿を参照されたい。

46) 『北海道農業論序説』p 27。

47) 林善茂「北海道における小作争議の変遷」(『北海道農地改革史』上巻, 1957年)。近年の業績としては自作農創設の性格づけとの関連で大沼盛男「自作農創設維持政策と耕作権確立の対抗」(湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』御茶の水書房, 1979年)がある。

あるいは中小・零細地主による一方的な反攻（土地取上げ）として把握するのか、さらには行政的介入の貫徹としてとらえるのかという点にある。この問題解明のためには、一方で中小・零細地主の存在構造の分析が不可欠であり、他方、行政介入の性格規定も重要である。特に後者の点については、農林省関係の農地調整法、小作料統制令の運用過程の分析とあわせ、内務省関係の警察調停にも注目する必要がある<sup>50)</sup>。

続いて自作農創設の性格に関しての検討に移ろう。湯沢氏はその性格は「農民運動に促進されながらも主として地主的利益の線に沿って国家資本の援助の下に行なわれたもの」<sup>51)</sup>と規定している。その立論は自作農創設が、地主経営危機の激しい畑作地帯、なかでも限界地から進展した点に根拠づけられている<sup>52)</sup>。そして小作争議の席捲にもかかわらず、その有利性によって売却が遅延された水田地帯も、昭和恐慌後の水田の行詰りに対応して「売り逃げ」へと向かうとされる。

以上の議論は、その依拠する資料が初期（1926-32年）のものであるという限界をもつが、その評価においてもいくつかの論点が存在する<sup>53)</sup>。まず第一は、自作農創設による「地主転進論」的理解の問題性である。すでに1920年代末において小作農場経営の悪化が進んでおり<sup>54)</sup>、自作農創設による資本回収は大部分負債返済であると把握するのが妥当と考える。第二の問

48) 湯沢氏は、それを「生活擁護的貧農的性格」（『北海道農業論序説』p 26）と位置づけているが、近年の『北海道農民組合運動五十年史』（1974年）においてもその性格は明確に位置づけられていない（加瀬和俊 同書書評、『土地制度史学』74号、1977年、参照）。尚、神田健策氏は大原勇三説（『北海道農民運動史』、『日本農民運動史』東洋経済新報社、1961年）を再評価し、その性格を貧農的、「移住労働者的」としている（『北海道における小作争議の展開と特質』、『北海道の研究』6巻、清文堂、1983年）。

49) 田畑前掲『北海道における自作地主部落の展開構造（二）』p 65-76。

50) 1935年以降、調停中警察調停が増加傾向を示し、1940年には43.4%を占める。

51) 『北海道農業論序説』p 127。

52) 同様の指摘は崎浦『農業生産力構造論』p 223-25においてなされている。また前掲大沼論文はこうした理解を追認し、かつ民有未墾地開発事業の性格との類似性を指摘している（p 344-46）。

53) 北海道の自作農創設の展開とその性格規定については別稿を準備中であるので、ここでは基本点の指摘にとどめる。

54) 例えば、北海道拓殖銀行の質流れ所有耕地と抵当耕地はそのピーク時（1927年）で、全道耕地面積の51%を占める（『北海道拓殖銀行史』1971年、p 175）。

表一 4 自作農創設申請面積と実施率(1932年)  
(町, %)

地域	水田	畑	合計
石狩	19( 1)	405(58)	424(55)
空知	905(17)	1,109( 5)	2,014(11)
上川	443( 0)	550(27)	993(14)
渡島	13( 8)	688(22)	701(22)
桧山	84(43)	229(17)	314(24)
後志	82(11)	392(14)	475(13)
胆振	53(50)	732( 2)	785( 5)
十勝	83(55)	3,040(31)	3,123(32)
網走	126( 3)	1,700(23)	1,826(21)
日高	33(21)	35(35)	69(29)
釧路	—(—)	129(22)	129(22)
留萌	138(31)	270( 0)	409(10)
合計	1,984(16)	9,282(22)	11,267(21)

注 1) 【昭和七年度自作農資金貸付調査会諮問案】および北海道庁經濟部【自作農創設維持資金貸付成績表】1942年より作成。

題は、初期の事業実績から地力低下による畑作大地主の土地売急ぎが導き出される点である。表4によれば、申請段階においては水田における売却志向も比較的高く、事業資金枠の限界性が地価の高い水田での事業実施を制約したと考えられるのである。このように、自作農創設事業に関しては、土地抵当金融の動向、制度資金的限界面をも考慮に入れた上で、その基本性格を吟味しなおす必要がある。

さらに農地調整法以降については、前節で述べた小作上向化の動きに加え、土地所有に対する直接的制限がなされ、政策の性格にも変質がみられる。この点、従来の研究が初期に限定されている問題も含め、再検討が不可欠である。また戦時下の農民運動は「『解放』請願運動に善導され」<sup>55)</sup>たものと否定的に評価されているが、政策の枠組内とはいえ、小作料適正化運動等の一定の前進もみられ、その評価についても再考の余地が残されている<sup>56)</sup>。

55) 【北海道における資本と農業】p137。

#### (4) 耕作地主の性格

以上、湯沢氏の理論の基底をなす地主制論について課題の整理を行ってきたが、氏がいわば「後退期地主制の最後の砦」と位置づける耕作地主の性格に触れなければならない。

氏は、耕作地主の性格規定においては、その地域別・経路別の把握が必要不可欠であるとし、以下の類型を指摘する。それは明治末期における上層自作の水田転換にともなう耕作地主化<sup>57)</sup>を除くと、3つの経路として整理しうる。その第一は昭和恐慌期における「旧型上層自作」の耕作地主化によるもので、旧開水田地帯をその存立基盤とする。第二類型は、十勝において外延的展開が停止する日中戦争期にあらわれるものであり、その契機を技術的条件や労働力不足に求めている。そして、前者が貸付地を寄生利得の源泉として位置づけるのに対し、後者は「自己経営拡大の代行者」<sup>58)</sup>として貸付を行うとして、両者の地主的性格の差異を指摘している。しかし、さらに地域内の町村別動向によれば、それは「自小作展開の持つ一面としての固定化が強くなる」ところ<sup>59)</sup>に強く現われるとして、両者とも自小作中間層の生産力の優位性の裏面をなすととらえている<sup>60)</sup>。第三の類型は、不耕地主の土地取上げによる耕作地主化によるものである。この類型については、氏の分析は農地改革前後を中心とするが、小作料統制以降の土地政策の強化による小作料の減少にその根拠を求めている。

以上が湯沢氏の耕作地主の理解と考えられるが、氏自身が課題として残された耕地地主の内部構成については以降研究の進展がみられない。それは資料の極度の制限によるとともに、戦時期研究自体の課題が不明確（単なる解体期）である点に基本的問題点がある。したがって、課題整理は今後の研究

56) 神田健策『地主制の危機と小作争議』1982年、p102。尚、『北海道農民組合運動五十年史』p180の田畑氏の指摘もこうしたニュアンスを含んだものとして理解できる。

57) 『北海道における資本と農業』p112。

58) 『北海道農業論序説』p117。

59) 同上 p116。

60) この点の論証は適正規模調査による階層別、自小作別一人当反当生産額の分析によってなされているが(同上、p82~84)、その論理は「旧型上層自作は、自小作中間層との市場目当ての近代的競争において、圧倒されて寄生化の道に進む」(同上p144)と把握されている。

の本格的展開にゆだねる事とし、若干の問題点の指摘にとどめざるを得ない。

まず問題となるのは、第一、第二類型がともに府県に比して耕作者的側面を強く持つと指摘しつつ、このことが逆に「古いレジーム＝所有権」<sup>61)</sup>と合体して農地改革時点での土地取上＝反攻となるとして、ここからその性格規定がなされている点である。しかし、小農の土地執着は一般的性格であり、かつそれが外的条件による一時的経営縮小による場合は、耕作権の性格をもって加重化して現われると考えられる。したがって、農地改革時点での耕作地主がたぶんにこうした性格をもつとすれば、土地取上げから直ちにその性格規定を行うことには問題を残そう。

第二は、十勝における耕作地主の性格についてであり、崎浦氏の実態分析<sup>62)</sup>との関連である。氏は耕作地主化の経路を粗放主義経営の解体と第一次大戦期の大規模豆作の縮小としてとらえる。それは当初においては、地主階級の一環として大地主・不耕作地主と同一の性格を有する。しかし、産業組合拡充運動の過程で、営農的、富農的立場から大地主、不耕作地主の前期的商人＝高利貸資本的性格に対立するに到るとされる。残念ながら戦間期の経営構造は明らかではないが、この層は戦後段階での混同経営的展開からみて、崎浦氏の規定する「上層農家」<sup>63)</sup>的性格をもっていたと考えられる。また氏はこの耕作地主を「地主富農」ととらえ、小地積を貸付けする「自作地主」と区別する。そして後者の貸付地からの小作料収入はほとんど問題外であったとされている。氏の立論中注目されるのは、1930年代の産組拡充期における「地主富農」の対応であり、「藩屏論」的理解の再検討を促しているといえる。

以上の十勝における農民構成の問題は、戦後農民同盟の組織基盤<sup>64)</sup>との関連を含め重要な問題であるが、今後事例研究の前進の上で再整理される必要があろう。

61) 同上 p 144。

62) 崎浦誠治「十勝に於ける農業進化の様相」p 40～42。

63) 「ここにいう上層農家とは必ずしもかかる（浅耕、掠奪的大面積経営—引用者）を意味するものではない。土地面積規準ではなく、投下資本規準において優位に立ち、技術的構成の比較的高い農家を指し、この種の農家こそが、第2期拓計の洗礼を受け、最もその恩恵にあずかったところのものであった」（『農業生産力構造論』p 143）。

#### IV. 若干の展望 — 中農層論の課題

以上、戦間期北海道農業研究の基本文献とされる『北海道農業論序説』を検討し、その論理にそって課題整理を行ってきた。こうした叙述形式のため、課題の提出がやや羅列的となった点は否めないが、ここでは冒頭の課題意識にたち返り、北海道農業論の基本問題との関連で、中農層論の意義と課題を提示しむすびに替えることとする。

この場合、われわれがまず検討すべきはやはり湯沢氏の基本問題に関するシェーマであろう。氏はブルジョア市場関係と自小作展開との関連において、次のように北海道農業を位置づける。すなわち、北海道農業の特質を、両者の関係が「(経営) 内的力の上に展開した近畿, 内的・外的力(地主と国家資本の全体)の弱かった東北(傍点引用者)に対し、「内的力が未成熟のところへ外的力が強く作用した」<sup>65)</sup>点に求められている。これは小商品生産者の展開における「近畿型」の先進性と北海道・「東北型」の未成熟性、後者の中でも政策的作用の小さい「東北型」と強力に作用した北海道と言い換えることができる。ここでは政策の位置づけと小商品生産者の展開の意味するところが問題とならざるを得ない。

まず政策的作用の強靱性に関しては、それが戦後現段階までも貫く北海道的特質として一般的に認められるところである。その場合、土地政策の評価は保留するとしても、第一次大戦以降の北海道農政を府県農村から特徴づける早期の生産力拡充政策の存在が注目される。この点、氏は「拓計型」生産力拡充政策をとり上げ、地主制維持の積極的対策として水田化を、その消

64) この点、太田原氏は戦後北海道の農民運動を特徴づける農民同盟の基盤について、運動の中心となった十勝、上川、網走においては、大農場＝不在地主の撤退後農村秩序を担いうるだけの在村地主＝地方名望家の形成がみられず、このことが耕作農民中上層への新旧勢力の交替をドラスティックにすすめたとされている点は示唆的である(『戦後北海道農政史』農文協、1976年、p 101～2参照)。尚、農民同盟の性格を正面から扱った論文は富田容甫「戦後北海道農村における政治集団化過程の諸問題」(日本政治学会編『日本の圧力団体』岩波書店、1960年)が唯一であり、さらに組織的基盤ならびに地域的差異の究明が残されている。

65) 『北海道農業論序説』p 26。これは昭和恐慌期における零細不耕地主－零細小作関係の再生産の論理として述べられているが、氏の北海道の農業展開の性格把握として敷衍しうる。

極的調整維持＝小農維持として酪農・甜菜導入を位置づける。だが、水田化は単なる地主延命策ではなく、同時に小作経営展開の可能性を包含するものとして二面的把握が必要であり（指標、小作争議）、後者も上層農に偏倚しているとは言え、小農保護政策である点は氏自身も認めるところである。さらに、氏の取り上げなかった「小農技術的」生産力拡充政策においては、中農層＝小農保護的側面がより直接的に現われている。しかも、それが農事指導体制として農村組織の再編成を伴いつつ進行したことは、旧来の地主主導的な生産力形成が崩壊したことの端的な表現であるといえる。こうした政策による生産力形成の効果についてはかなり限定的に評価する必要がある<sup>66)</sup>。とはいえ、仮にこの対策を地主制温存の弥縫策として把握する立場を採ろうとも、地主制の危機が生産力的危機として現われ、政策が直接的に小農の生産力形成を推進したことが、地主制の矛盾の新たな段階を画すという点については首肯されるであろう。そして、生産力形成主体が中農層へと移行することを根拠に、地主・小作間の矛盾がいつそう激化することは当然予想しうることである。ここに土地政策評価の決定的重要性が存在する。そして以上の論理からいえば、少なくともそれを地主の反攻のみで理解することは不可能といわなければならない。そして土地問題が最も強く現われるのが、1938年の農地調整法制定前後の時期、湯沢氏が自小作前進を確認した時期であることが改めて注目されなければならない。

次に、氏が「内的力の未成熟」として把握した小商品生産としての発展段階の問題に移ろう。この評価の背後には、氏は直接論及されてはいないが、先進「近畿型」における労働力市場、農産物市場への農家経済の包摂、そしてそこでの「V 範疇」の意識化と高率小作料への対抗というシェーマが比較の基準として置かれているように考えられる。これに対し、北海道においては、農外労働力市場の展開が弱く、むしろ下向分解が進展せず、その停留が自小作展開を阻害し、高率小作料維持に働らく。また農産物市場は「前期的」商人資本を媒介とする移出農産物市場であり、また独占段階におけるシェーレの恒常化は概して経営上昇の限界となる。そして他方での高率小作料が上

66) その一端の解明は、玉真之介、坂下明彦「北海道農法の成立過程」（『北海道の研究』6、清文堂、1983年）三節においておこなった。

層農の上向展開を屈折させ土地所有へ向かわせ、自小作前進に対抗すると把握されているのである。

しかしながら、労働力市場の未成熟は逆に言えば、北海道の特徴としての専業農家率の高さを示すものであり、府県における村落構造を前提とした小農の存在に対し、自営農の指標として理解しうるのである<sup>67)</sup>。また畑作を主体とする農産物商品化構造は、「近畿型」におけるそれとは類型を異にするものであり、そのことは両者の商品化対応が前者の大規模な産業組合、後者の小規模な出荷組合として現われる点に端的に示されている。また北海道の経営規模の大きさは、生産資材購入量、農産物販売量、さらには農家資金量の規模をより大きなものとし、各農業市場への包摂をより深いものにすると考えられる。したがって、その性格は静態的な生産費分析では把握できず、産業循環のうねりの中で、農民層分解を内包しつつ、経営拡大、縮小を繰り返す自営農として、その不安定性の把握が必要であると考えられる。そして、この性格は、自然条件（それへの技術的対応への階層間経営を有しつつ）に規定されてさらに増幅される<sup>68)</sup>。そうした性格が、一方では生産力拡充政策を必然化させるとともに、他方で戦時国独資による市場統制とあいまって、産業組合政策が深く受容される根拠となるのではないと思われるのである。

以上の整理から最後に中農層論の課題と見通しを簡潔にまとめておく。北海道における中農層論の課題は、日本資本主義の段階的变化に対応しつつ北海道的特質をもって打ち出されてきた広義の「生産力拡充政策」の担い手、生産力担当者としての中農層の矛盾する性格をその存在構造に則して把握することにある。そしてその理論的枠組は「農村組織論」＝農業団体論として構成される。北海道の中農層は、一方では狭義の生産力拡充政策に裏うちされて一定の前進を示し、土地問題での矛盾を深め、他方で、北海道の特殊な諸農業市場と自然条件によって規定される不安定な存在である。この性格が

67) この点は、府県における小農の労働市場への包摂が旧来の集落的諸関係の変質として重要な意味をもつ（先進「近畿型」）のとは異質である。府県における部落組成の意義については栗原前掲『労働力調整より観たる部落農業団体の分析』、著作集 V、p 369-370参照。

68) この点、稲作については崎浦誠治『北海道稲作経営論—発展と不確実性を視点として—』1961年参照。

一面で政策による農村組織化へと包摂されそれを受容していく（政策合理性と系統組織の顛倒性）。他面，その性格は土地問題の粹組である大字集落（小作農場，団体移民）から，機能的・地縁的集団である農事実行組合へと中農層の結合を強化していく（自営農的結合）。この過程に土地問題の対抗関係，政策の性格が現われる。しかし，その契機自体が町村＝農会によって与えられており，さらに産業組合の下部組織化とともに町村－農事実行組合の関係が完結し，それが農業団体系統，行政系統につらなっていく。ここに上からの力の強い作用の存続と「中農的合理性」の要求が結合されるのである。